

## 「岩手県の最低工賃」の改正について

最低工賃改正の基本的な考え方

最低工賃は別紙の【標準能率】により定めることとされているが、このような手法で初級熟練者の作業能率を求めることは、現実的には困難であることから、令和3年6月の最低工賃改正のため令和2年度に開催された最低工賃専門部会で次の手法で最低工賃を設定することが了承された（令和2年度岩手地方労働審議会了承）。

「最低工賃の（1時間当たりの）目安額を定め、相当数の家内労働者数が適用になる品目、工程、企画に見直す」というもので、

- (1) 目安額は、本省が実施している最新の家内労働実態調査に地域間格差を乗じ初級熟練者の作業能率（標準能率）を勘案して定める
  - (2) 品目、工程、規格は、地方局で実施している家内労働実態調査により、設定している品目、工程、規格に相当数の家内労働者が合致しているかを確認し必要な見直しを行う
- ことにしたものである。

- ① 令和2年度最低工賃専門部会における最新の調査は「平成29年家内労働実態調査」であり、「業種・性・類型別家内労働者1人1時間当たりの平均工賃額」によると、電気機械器具製造業に係る業種の全国平均工賃額は、
  - ・電子部品・デバイス製造業 634円
  - ・電気機械器具製造業 545円
  - ・情報通信機械器具製造業 497円 単純平均額 559円
- ② この559円は全国平均であることから、岩手の状況を「毎月勤労統計調査」の「事業所30人以上、調査産業計」により推計すると、全国平均を100とした場合の岩手県内の一人平均月間所定内給与額は、平成29年で82.06となっており、 $559円 \times 82.1 / 100 \div 459円$  と推計される。
- ③ 初級熟練者の標準能率については、「最低工賃決定の手引き」の品目別及び1時間当たり作業量（又は単位品目当たりの所要時間）別家内労働者の分布状況の（表示例）⑥図を参考に初級熟練者の標準能率を家内労働者平均の8割と定め、 $459円 \times 0.8 \div 367円$  この金額を電気機械器具製造業に従事する家内労働初級熟練者の平均的な時間額の目安とした。（関係労使からの意見聴取し部会審議により決定）

## 「岩手県の最低工賃」の改正について

- 最新の家内労働実態調査結果（令和 2 年調査）
- |               |         |                    |
|---------------|---------|--------------------|
| ・電子部品・デバイス製造業 | 5 6 2 円 | （平成 2 9 年 6 3 4 円） |
| ・電気機械器具製造業    | 4 9 5 円 | （平成 2 9 年 5 4 5 円） |
| ・情報通信機械器具製造業  | 4 7 7 円 | （平成 2 9 年 4 9 7 円） |
| 単純平均          | 5 1 2 円 | （5 5 9 円）          |
- 令和 2 年調査時の毎月勤労統計調査（令和 2 年地方調査）の事業所規模 3 0 人以上、調査産業計、所定内給与
- |    |                |
|----|----------------|
| 全国 | 2 7 1, 0 2 5 円 |
| 岩手 | 2 2 9, 7 4 2 円 |
- $$2 7 1, 0 2 5 / 2 2 9, 7 4 2 \div 8 4. 7 7$$
- 最低工賃目安額
- 電気機械器具製造業
- $$5 1 2 \text{円} \times 8 4. 7 7 \times 8 0 \% \div 3 4 6 \text{円} \quad (\text{前回 } 3 6 7 \text{円})$$

※家内労働実態調査は令和 5 年度調査実施しており、結果は令和 6 年度に公表予定。

## 「岩手県の最低工賃」の改正について

別紙

## 【標準能率】

最低工賃は、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮しつつ、初級熟練者が標準的な作業条件と作業速度をもって作業したときの作業能率により定めることとされている。(標準能率)

## 【初級熟練者の作業能率】

具体的には、それぞれの業種又は工程によって経験年数及び作業量を勘案した上で初級熟練者の範囲を定め、当該最低工賃が適用される家内労働者全体の作業量分布及び経験年数を把握し、初級熟練者がどの位置(作業量)に当たるかを見て標準能率を求めるということである。一般的に、初級熟練者の作業能率は、作業量分布の平均や中位数よりも低い位置にあるのが通常であるとされている。(「最低工賃決定の手引き」厚生労働省(R2.3.3 一部改正))。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区 分		昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年	22年	27年	令和2年	3年	4年
家内労働 従事者数 (対前年比率)	人	2,017,100	2,041,200	1,725,700	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	347,084	216,625	151,950	141,131	114,655	108,539	100,462	98,339
			(0.2%)	(△ 5.9%)	(△ 1.9%)	(△ 3.2%)	(△ 6.0%)	(△ 12.3%)	(△ 9.2%)	(△ 4.4%)	(△ 15.3%)	(△ 7.1%)	(△ 2.1%)	(0.2%)	(△ 7.4%)	(△ 2.1%)
家内労働 者 数 (対前年比率)	人	1,811,200	1,844,400	1,563,700	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	145,151	136,289	111,038	105,301	97,122	95,108
			(0.2%)	(△ 5.5%)	(△ 2.1%)	(△ 3.2%)	(△ 5.7%)	(△ 12.3%)	(△ 9.1%)	(△ 4.2%)	(△ 15.5%)	(△ 6.1%)	(△ 1.8%)	(0.2%)	(△ 7.8%)	(△ 2.1%)
性別	男性	139,500 [ 7.7%]	136,600 [ 7.4%]	125,200 [ 8.0%]	101,900 [ 7.8%]	78,100 [ 6.8%]	58,500 [ 6.5%]	36,443 [ 6.6%]	23,888 [ 7.2%]	18,758 [ 9.1%]	14,274 [ 9.8%]	13,191 [ 9.7%]	11,840 [ 10.7%]	11,220 [ 10.7%]	11,146 [ 11.5%]	11,141 [ 11.7%]
	女性	1,671,700 [ 92.3%]	1,707,800 [ 92.6%]	1,438,500 [ 92.0%]	1,212,000 [ 92.2%]	1,070,900 [ 93.2%]	844,800 [ 93.5%]	513,142 [ 93.4%]	307,943 [ 92.8%]	188,384 [ 90.9%]	130,877 [ 90.2%]	123,098 [ 90.3%]	99,198 [ 89.3%]	94,081 [ 89.3%]	85,976 [ 88.5%]	83,967 [ 88.3%]
類型別	専業	171,000 [ 9.4%]	171,000 [ 9.3%]	134,800 [ 8.6%]	101,400 [ 7.7%]	76,200 [ 6.6%]	50,400 [ 5.6%]	31,848 [ 5.8%]	16,914 [ 5.1%]	10,813 [ 5.2%]	7,348 [ 5.1%]	5,900 [ 4.3%]	5,343 [ 4.8%]	4,905 [ 4.7%]	4,512 [ 4.6%]	4,308 [ 4.5%]
	内職	1,597,200 [ 88.2%]	1,633,600 [ 88.6%]	1,393,800 [ 89.1%]	1,189,500 [ 90.5%]	1,058,500 [ 92.1%]	843,500 [ 93.4%]	512,900 [ 93.3%]	311,835 [ 94.0%]	193,778 [ 93.6%]	136,541 [ 94.1%]	129,577 [ 95.1%]	104,929 [ 94.5%]	99,244 [ 94.2%]	91,508 [ 94.2%]	89,278 [ 93.9%]
	副業	43,000 [ 2.4%]	39,800 [ 2.2%]	35,100 [ 2.2%]	23,000 [ 1.8%]	14,300 [ 1.2%]	9,400 [ 1.0%]	4,837 [ 0.9%]	3,082 [ 0.9%]	2,551 [ 1.2%]	1,262 [ 0.9%]	812 [ 0.6%]	766 [ 0.7%]	1,152 [ 1.1%]	1,102 [ 1.1%]	1,522 [ 1.6%]
補 助 者 数		205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	6,799	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231
委 託 者 数		113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,982	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017

注1： 「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2： [ ]は、性及び類型別の構成比である。

注3： 昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
全	人	人	人		人
国	98,339	95,108	3,231	7,017	351
北海道	816	804	12	85	0
青森県	806	797	9	68	0
岩手県	1,046	1,040	6	98	2
宮城県	989	981	8	105	8
秋田県	1,349	1,307	42	132	0
山形県	1,742	1,717	25	177	5
福島県	1,831	1,809	22	156	0
茨城県	1,966	1,912	54	148	61
栃木県	1,067	1,045	22	108	1
群馬県	3,562	3,305	257	205	7
埼玉県	4,698	4,613	85	357	23
千葉県	1,784	1,763	21	135	1
東京都	8,868	8,596	272	802	0
神奈川県	1,635	1,609	26	101	3
新潟県	2,334	2,247	87	176	5
富山県	1,238	1,162	76	113	27
石川県	1,711	1,629	82	149	0
福井県	1,681	1,631	50	159	18
山梨県	1,549	1,527	22	170	0
長野県	2,950	2,869	81	215	0
岐阜県	1,985	1,756	229	146	1
静岡県	6,473	6,273	200	282	56
愛知県	7,456	7,141	315	336	4
三重県	2,784	2,655	129	133	0
滋賀県	2,887	2,850	37	147	3
京都府	2,830	2,703	127	196	3
大阪府	6,641	6,433	208	394	45
兵庫県	3,131	2,881	250	171	3
奈良県	1,778	1,743	35	151	3
和歌山県	501	484	17	33	0
鳥取県	934	919	15	96	0
島根県	756	712	44	92	3
岡山県	2,780	2,674	106	141	0
広島県	1,998	1,952	46	114	41
山口県	1,335	1,320	15	96	0
徳島県	562	553	9	43	23
香川県	1,191	1,153	38	102	3
愛媛県	2,262	2,236	26	168	0
高知県	593	581	12	40	1
福岡県	1683	1624	59	110	0
佐賀県	775	764	11	87	0
長崎県	202	202	0	31	0
熊本県	900	896	4	87	0
大分県	347	343	4	26	1
宮崎県	950	920	30	65	0
鹿児島県	729	723	6	49	0
沖縄県	254	254	0	22	0

様式第1号

令和4年度家内労働概況調査票A

岩手 労働局

業種 (産業分類番号(中分類))	委託者数			代理人数	家内労働者数						補助者数							
	計	製造・販売業者	請負業者		計	性別		類型別			計	性別		類型別				
						男	女	専業	内職	副業		男	女	専業	内職	副業		
食料品製造業 (E9,10)																		
繊維工業 (E11)	47	15	32	1	378	8	370		375	3	3		3				3	
木材・木製品、家具・装備品製造業 (E12,13)																		
紙・紙加工品製造業 (E14)																		
印刷・同関連及び出版業 (E15,G41)	2	2			18	1	17		18									
ゴム製品製造業 (E19)	1		1		11		11		11									
皮革製品製造業 (E20)	3	1	2	1	31	1	30		31									
窯業・土石製品製造業 (E21)																		
金属製品製造業 (E24)	4	3	1		12		12		12									
電子部品・デバイス製造業 (E28)	14	7	7		217	65	152	10	199	8								
電気機械器具製造業 (E29)	6	1	5		64	12	52		64									
情報通信機械器具製造業 (E30)	3	1	2		12	3	9		12									
機械器具等製造業 (E16,22,23,25,26,27,31)	5	3	2		113	8	105	2	111									
その他(雑貨等) (E18,32)	13	7	6		184	12	172		184		3	2	1					3
合 計	98	40	58	2	1040	110	930	12	1017	11	6	2	4					6

9

令和4年度家内労働概況調査票B

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数						具体的業務名
	計	性別		類型別			
		男	女	専業	内職	副業	
① プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業 〔労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第3号(以下、「第46条の18第3号」という)イに該当する作業従事者数を含む。〕	2人 ( )	0人 ( )	2人 ( )	2人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	ボール盤、研削盤によるアルミの面取り作業
② 有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業 〔第46条の18第3号ハに該当する作業従事者数を含む。〕	6人 ( )	0人 ( )	6人 ( )	0人 ( )	6人 ( )	0人 ( )	靴の接着作業
③ 鉛又は鉛化合物を使用する作業 〔第46条の18第3号ロに該当する作業従事者数を含む。〕	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	
④ 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 〔第46条の18第3号ニに該当する作業従事者数を含む。〕	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	
⑤ 動力により駆動される機械を使用する作業 〔第46条の18第3号ホに該当する作業従事者数を含む。〕	66人 ( )	1人 ( )	65人 ( )	0人 ( )	64人 ( )	2人 ( )	動力マシンによる縫製作業
⑥ 木工機械を使用する作業 〔第46条の18第3号ヘに該当する作業従事者数を含む。〕	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	
⑦ 火薬類を使用する作業	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	0人 ( )	
⑧ 上記①から⑦までの作業を除く危険有害業務	13人 ( )	1人 ( )	12人 ( )	0人 ( )	13人 ( )	0人 ( )	金槌によるハトメ作業 金属ヤスリによるバリ取り作業
合計	87人 ( )	2人 ( )	85人 ( )	2人 ( )	83人 ( )	2人 ( )	

(注) 上記には労災保険特別加入対象作業従事者を含めること。  
 複数の作業に重複して従事する家内労働者等がいる場合には、当該作業の種類ごとにそれぞれ人数を計上すること。ただし、「合計」欄には実人数を記入すること。  
 ( ) 内に内数として補助者数を記入すること。



# 岩手県の最低工賃

## 「既製洋服製造業」 「電気機械器具製造業」

**委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、営業所に帳簿を備え付けなければなりません。**

- 1 上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務を家内労働者に委託する場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません(家内労働法第14条)。
- 2 工賃は、原則として通貨でその全額を支払わなければなりません。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、家内労働者の預金口座又は貯金口座への振込みにより支払うことができます。  
工賃は、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その日から1か月以内に支払わなければなりません(家内労働法第6条)。
- 3 委託者は、家内労働者と新しく委託契約を結んだときは、家内労働者に家内労働手帳を交付し、業務を委託したり物品を受領した都度、家内労働手帳に次の事項を記入しなければなりません(家内労働法第3条)。
  - (1) 新しく委託契約を結んだとき(基本委託条件の通知) → 家内労働者の氏名・住所、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、物品の受渡し場所、不良品の取扱いに関する定めなど
  - (2) 業務を委託した都度(注文伝票) → 委託年月日、品名及び委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日など
  - (3) 物品を受領した都度(受入伝票) → 受領年月日、品名、受領した物品の数量、工賃単価、工賃支払額、製品の受領印など
- 4 委託者は、家内労働者ごとに、氏名や委託条件のほか、次の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けておかなければなりません。この帳簿は、最後に記入した日から5年間保存しなければなりません(家内労働法第27条)。
  - (1) 業務を委託した都度 → 委託年月日、委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日
  - (2) 物品を受領した都度 → 受領年月日、受領した物品の数量
  - (3) 工賃支払の都度 → 支払年月日、支払工賃総額など

### ● 委託状況届・家内労働死傷病届を労働基準監督署に忘れずに提出しましょう

- 1 委託状況届の提出  
委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合は遅滞なく、それ以降は毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません(家内労働法第26条)。
- 2 家内労働死傷病届の提出  
委託者は、委託した業務のため、家内労働者又は補助者がけがや病気で4日以上休業した場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません(家内労働法第26条)。

### ● 委託業務によるけがや健康障害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託者は、委託業務に関して機械器具又は原材料などを家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによるけがや健康障害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません(家内労働法第17条)。

#### 【措置事例】

- ・ プレス機械などに安全装置を取り付けること。
- ・ 機械の回転軸、バフ盤などに覆い・囲いを取り付けること。
- ・ 業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を記載した「作業心得」などの書面を家内労働者に交付すること。
- ・ 有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・釉薬については、漏れたり発散するおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を表示すること。

詳しいことは下記へお問い合わせ下さい

## 岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	一関労働基準監督署	0191-23-4125
宮古労働基準監督署	0193-62-6455	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	二戸労働基準監督署	0195-23-4131
花巻労働基準監督署	0198-23-5231		

# 岩手県既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまどめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 女子既製洋服製造業に係るまどめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1か所につき	10円	11円	10円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	16円	16円	
まつり	長さが3cm間に4針以上	10cmにつき	10円	10円	9円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき	21円	21円	21円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15円	15円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1か所につき	7円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8円	11円	7円
	根巻きあり	1個につき	10円	12円	9円
	カボタン付き、根巻きあり	1個につき	12円	13円	12円
鎖系ループ付け	糸ループの長さ共通	1か所につき	6円	6円	6円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
セツパ止め	3針以上	1か所につき	4円	4円	4円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			5円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1組につき	31円	31円	
糸くず取り		1枚につき	25円	25円	17円

## (2)男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	42円		
そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	176円		
前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	65円		
見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき	101円		
そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	75円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき	15円	19円	
ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	10cmにつき	20円	25円	
ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき	10円	9円	
ボタン付け	大・中ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき		16円	
	中ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき	12円		
	小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき	10円	14円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき			12円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			3円
腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき			11円
前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき			14円
天ぐ裏まつり		1本につき			14円
シックまつり		1本につき			26円
小またちどり		1本につき			16円
内またちどり		1本につき			20円
尻縫目ちどり		1本につき			15円
糸くず取り			1枚につき	32円	92円

発効年月日 令和4年6月1日

# 岩手県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者  
 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者  
 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 53銭
	リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 58銭
	コイルの巻線(巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円52銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円84銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1端子につき 8銭
ワイヤーハーネス	コネクタ端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 31銭
	チューブ通し(電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 58銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 49銭
トランス	手作業によるコア詰め(E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき 12円24銭

発効年月日 令和3年6月1日